

『銀行業務検定試験 法人融資渉外 3 級問題解説集 2020 年 6 月受験用』

追加情報

標記書籍におきまして、2020 年 4 月 1 日に施行された民法の一部を改正する法律に関連する箇所について、以下のとおり補足します。

この追加情報は、2020 年 6 月（146 回）受験用の問題解説集をお持ちの方が、2020 年 10 月（147 回）受験時にも、そのまま利用できるよう、お知らせするものです。

記

◆ 6 頁問 4 (2), 151 頁問 7 (1), 220 頁問 7 (3)

消費貸借は要物契約である（民法 587 条）が、金融機関の貸付（証書貸付等）は書面（電磁的記録を含む）による消費貸借であり、原則として諾成的消費貸借の規定が適用される（587 条の 2）。

◆ 57 頁問 34, 242 頁問 21(5)

譲渡禁止(制限)特約を付した場合であっても、債権譲渡は、その効力を妨げられない。譲渡制限特約について悪意または重過失の譲受人等に対しては、債務者は、履行を拒絶しあるいは弁済供託などができるが、当該供託金は、譲受人のみが還付請求できる（民法 466 条ほか）。

◆ 85 頁問 13(5), 221 頁問 8 (エ)(オ)

保証人が個人である個人根保証契約一般について、極度額および元本確定事由に関する規律が設けられた。貸金等根保証契約は個人貸金等根保証契約に呼称が変更されたが、その内容に変更はない。

◆ 120 頁問 32

時効の中断について、時効の完成を猶予する「完成猶予」と時効を新たに進行させる「更新」に再構成し、時効の停止は「完成猶予」に再構成するなどの改正を行っている。

以上